

017

令和7年度一般推薦入学試験問題

専門課題 小論文
(初等教育コース国際理解教育専攻)

[注 意]

1. 監督者の指示があるまで、この冊子を開いてはいけません。
2. 監督者の指示に従って、解答用紙に受験番号と氏名を記入してください。
3. この冊子は問題用紙2枚と下書き用紙1枚です。この冊子と別の解答用紙は2枚です。印刷の不鮮明な箇所などがあれば申し出てください。
4. 解答は解答用紙の指定された場所に記入してください。
5. この冊子は持ち帰ってください。

令和7年度一般推薦 専門課題 小論文 問題用紙1
(初等教育コース国際理解教育専攻)

以下の文章を読んで、〔問1〕から〔問4〕に答えなさい。

1947年、ケネス・クラークとマミー・クラーク (1947) がおこなった人形実験は、ごく幼いころから内面化された偏見の効果を、非常に生々しく見せてくれる。実験者は、3歳から7歳の黒人児童の前に、白人の人形二つと有色人種 (茶色い肌) の人形二つを交互に配置した。そして、次のような質問をして、人形の中からひとつを選ぶように言った。

「持って遊びたい人形を教えてください」
「いい人形を教えてください」
「悪く見える人形を教えてください」
「きれいな色の人形を教えてください」

多くの黒人児童が白人の人形を好んでいた。黒人児童の67%が、白人の人形で遊びたいと答えたのだ。児童の59%が白人の人形を「いい人形」として選び、60%が白人の人形の色がきれいだと答えた。一方、黒人児童の59%が有色人種の人形を「悪く見える人形」として選んだ。白人の人形が「悪く見える」と答えた児童は17%、残りの24%は無回答か「わからない」と答えた。

実験者は最後に、こう質問している。

「自分と似ている人形を教えてください」

この質問に、児童の何人かは泣きだしてしまった。自分自身を否定したという苦しさでジレンマを感じたのである。(7)ある児童は、自分に似た人形として有色人種の人形を選び、こう弁解した。

「日焼けして、顔がめっちゃくちゃになったんだよ」

1954年、アメリカ連邦最高裁判所はこの実験に注目し、重要な判決を下した。連邦最高裁は、世紀の判決といわれる「ブラウン対教育委員会 Brown v. Board of Education of Topeka」裁判で、黒人と白人の学校を分離する政策を撤廃した。それまで多くの人々は、施設やカリキュラム、教師の質さえ同等のものであれば、黒人児童と白人児童を分離して教育しても平等だと思っていた。黒人と白人を分離すること自体は差別ではないという考えだったのだ。

人形実験は、現実はそのような事実を示す重要な証拠になったのだ。(8)分離そのものが、黒人児童の心の中にすでに劣等感を植えつけており、その劣等感のために低い教育成果を出さざるをえなかった。 (中略)

マリリン・フライ (1983) は抑圧の状態を鳥かごにたとえる。(9)鳥かごを近くから見ると、金網は一つ一つしか見えない。金網をつくる一本一本の針金は太いものではない。たかだか細い金属の線が、鳥の飛行を妨げるとはだれも考えない。鳥かごから離れ、後ろに下がって見ないかぎり、鳥かごが細い針金の集まりで作られており、それが鳥を閉じ込めていることには気づかないだろう。私たちが閉じ込めている鳥かごも、後ろに下がって離れてみないと見えてこない。「構造的に連結された、強圧と障壁のネットワーク」が、私たちの羽ばたきを妨害していることに気づけないのである。

あなたには差別が見えるだろうか。構造的な差別は、私たちの感覚にとっては自然な日常にすぎない。そのため、差別を認識することは難しい。奴隷制が普遍的だった時代には、奴隷の存在は当たり前のことと認識され、女性に投票権がなかった時代には、それが当然のことと受けとめられていた。オズレム・センソイとロビン・ディアンジェロ (2017) の言葉を借りて言えば、「私たちの視野は限られていて、より大きく交差するパターンよりは、ひとつの状況、例外、一度かぎりのエビデンスに集中するよう社会化されている」のだ。

私たちの考えは、みずからの視野に制約される。抑圧された人は、体系的に作動する社会構造を見ることができず、自分の不幸を一時的、あるいは偶然の結果だと認識する。そのため、差別と闘うよりは「仕方ない」と受けとめることを選択する。一方で、有利な立場にいる人は、抑圧を感じる機会は少なく、視野はさらに制約される。かれらは、差別が存在すると言う人を理解できず、「過敏すぎる」「不平不満が多い」「特権を享受しようとする」などと相手を非難する。

だから、私たちは疑問を持ち続ける必要がある。世の中はほんとうに平等なのか。私の人生はほんとうに差別と無関係なのか。視野を広げるための考察は、すべての人に必要だ。私には見えないものを指摘してくれるだれかがいれば、視野に入っていなかった死角を発見する機会になる。考察する時間を設けるようにしないかぎり、私たちは慣れ親しんだ社会秩序にただ無意識的に従い、差別に加担することになるだろう。何ごとともそうであるように、平等もまた、ある日突然に実現されるわけではない。

(キム・ジへ著・尹怡景訳『差別はたいがい悪意のない人がする一見えない排除に気づくための10章』大月書店、2021年、一部改変)

令和7年度一般推薦 専門課題 小論文 問題用紙2
(初等教育コース国際理解教育専攻)

- [問1] 下線部(ア)のような言動を、筆者はどのように説明していますか。構造的な差別との関連において、本文に即して記述しなさい。解答は、解答用紙1を用いなさい。
- [問2] 日本社会において、下線部(イ)のような状況にあてはまると考えられる事例を挙げなさい。そして、その状況はどのような結果をもたらすでしょうか。あなたの意見を述べなさい。解答は、解答用紙1を用いなさい。
- [問3] 下線部(ウ)のたとえが示しているのは、どのようなことですか。本文の内容に言及しながら説明しなさい。解答は、解答用紙2を用いなさい。
- [問4] 本文で筆者が主張していることを踏まえて、あなたは教師としてどのような教育を行いたいと思いますか。あなたの考えを述べなさい。解答は、解答用紙2を用いなさい。